

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月30日
【会社名】	株式会社C A I C A D I G I T A L
【英訳名】	C A I C A D I G I T A L I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 伸
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山五丁目11番9号
【電話番号】	03-5657-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 山口 健治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目11番9号
【電話番号】	03-5657-3012(直通)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 山口 健治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	1,599,444,288円
	(注) 募集金額は、株式会社C A I C A D I G I T A L (以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、株式会社善光総合研究所を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社善光総合研究所の株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に2025年12月22日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月23日に提出した有価証券届出書、2025年12月26日に提出した有価証券届出書の訂正届出書及び2026年1月29日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、2026年1月29日開催の定時株主総会において本株式交付に係る議案の承認が得られたこと及び臨時報告書を2026年1月30日付で提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
- 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第三部 企業情報

第7 提出会社の参考情報

- 2 その他の参考情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____をして表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<訂正前>

(前略)

- (注) 1 当社が本株式交付の対価として取得する株式会社善光総合研究所(東京都港区南青山六丁目6番22号、代表取締役 宮本隆史、以下「善光総研」といいます。)の株式数及び株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、善光総研の普通株式の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数に応じて、実際に当社が交付する株式数が変動することがあります。
- 2 善光総研の株式の譲渡人に対して交付する当社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額が、当社の純資産額として会社法施行規則第213条の5で定める方法により算定される額の5分の1を超えることが見込まれ、会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続きにより株主総会の決議による承認を受けずに株式交付を行うことができないため、2025年12月23日開催及び2025年12月26日付の取締役会の決議並びに2026年1月29日開催予定の定時株主総会の特別決議に基づいて行う株式交付に伴い発行する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (注) 1 当社が本株式交付の対価として取得する株式会社善光総合研究所(東京都港区南青山六丁目6番22号、代表取締役 宮本隆史、以下「善光総研」といいます。)の株式数及び株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、善光総研の普通株式の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数に応じて、実際に当社が交付する株式数が変動することがあります。
- 2 善光総研の株式の譲渡人に対して交付する当社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額が、当社の純資産額として会社法施行規則第213条の5で定める方法により算定される額の5分の1を超えることが見込まれ、会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続きにより株主総会の決議による承認を受けずに株式交付を行うことができないため、2025年12月23日開催及び2025年12月26日付の取締役会の決議並びに2026年1月29日開催の定時株主総会の特別決議に基づいて行う株式交付に伴い発行いたします。

(後略)

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

1. 株式交付に係る計画の内容の概要

<訂正前>

当社は、定時株主総会による承認を前提として、2026年2月6日(予定)をもって善光総研の株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として当社株式を交付する株式交付を行うことを内容とする株式交付計画(以下「本株式交付計画」といいます。)を2025年12月23日開催及び2025年12月26日付の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式交付計画に基づき、善光総研の普通株式1株に対して当社の普通株式12,048株を割当交付いたします。本株式交付計画については、2026年1月29日開催予定の定時株主総会において、本株式交付計画の承認及び本株式交付に必要な事項に関する決議を求めるものとしてあります。その他、本株式交付計画においては、株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、当社の資本金及び準備金の額、譲渡しの申込期日等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2. 株式交付計画の内容」の記載をご参照ください。)。

(後略)

<訂正後>

当社は、定時株主総会による承認を前提として、2026年2月6日(予定)をもって善光総研の株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として当社株式を交付する株式交付を行うことを内容とする株式交付計画(以下「本株式交付計画」といいます。)を2025年12月23日開催及び2025年12月26日付の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式交付計画に基づき、善光総研の普通株式1株に対して当社の普通株式12,048株を割当交付いたします。本株式交付計画については、2026年1月29日開催の定時株主総会において、本株式交付計画の承認及び本株式交付に必要な事項に関し決議いたしました。その他、本株式交付計画においては、株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、当社の資本金及び準備金の額、譲渡しの申込期日等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2. 株式交付計画の内容」の記載をご参照ください。)。

(後略)

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

1. 株式交付に係り会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

<訂正前>

本株式交付に係り、当社は、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、当社が譲り受ける善光総研の株式の数の下限についての定めが同条第2項に定める要件をみたすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定めの相当性に関する事項、善光総研についての事項、当社についての事項、債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、当社の本店において2026年1月13日よりそれぞれ備え置く予定です。

(後略)

<訂正後>

本株式交付に係り、当社は、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、当社が譲り受ける善光総研の株式の数の下限についての定めが同条第2項に定める要件をみたすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定めの相当性に関する事項、善光総研についての事項、当社についての事項、債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、当社の本店において2026年1月13日より備え置いております。

(後略)

2. 株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

<訂正前>

2025年12月23日	本株式交付計画承認取締役会
2026年1月23日(予定)	株式交付子会社の株式譲渡の申込期日
2026年1月29日(予定)	本株式交付計画承認株主総会
2026年2月6日(予定)	本株式交付の効力発生日

ただし、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

<訂正後>

2025年12月23日	本株式交付計画承認取締役会
2026年1月23日	株式交付子会社の株式譲渡の申込期日
2026年1月29日	本株式交付計画承認株主総会
2026年2月6日(予定)	本株式交付の効力発生日

ただし、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3. 手続対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に関して買取請求権行使する方法

<訂正前>

当社の株主が、その有する当社の普通株式につき、当社に対して会社法第816条の6に定める反対株主の株式買取請求権行使するためには、2026年1月29日開催予定の定期株主総会に先立って本株式交付に反対する旨を当社に通知し、かつ、上記株主総会において本株式交付に反対し、当社が、上記株主総会の決議の日(2026年1月29日)から2週間以内の会社法第816条の3第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

<訂正後>

当社の株主が、その有する当社の普通株式につき、当社に対して会社法第816条の6に定める反対株主の株式買取請求権行使するためには、2026年1月29日開催の定期株主総会に先立って本株式交付に反対する旨を当社に通知し、かつ、上記株主総会において本株式交付に反対し、当社が、上記株主総会の決議の日(2026年1月29日)から2週間以内の会社法第816条の3第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三部 【企業情報】

第7 【提出会社の参考情報】

2 【その他の参考情報】

<訂正前>

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月29日）までの間に次の書類を提出しております。

(後略)

<訂正後>

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月30日）までの間に次の書類を提出しております。

(後略)

(4) 臨時報告書

<訂正前>

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2024年12月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議）の規定に基づく臨時報告書
2025年1月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2025年2月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年2月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）、第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）及び第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）の規定に基づく臨時報告書

2025年7月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2025年8月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議）の規定に基づく臨時報告書
2025年10月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年10月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年11月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2025年12月23日関東財務局長に提出。

<訂正後>

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2024年12月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議）の規定に基づく臨時報告書
2025年1月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2025年2月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年2月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）、第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）及び第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）の規定に基づく臨時報告書

2025年7月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2025年8月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議）の規定に基づく臨時報告書
2025年10月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年10月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年11月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2025年12月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議）の規定に基づく臨時報告書
2025年1月30日関東財務局長に提出。

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

<訂正前>

2025年12月23日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書

2025年12月26日関東財務局長に提出。

<訂正後>

2025年12月23日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書

2025年12月26日関東財務局長に提出。

2025年12月23日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書

2026年1月29日関東財務局長に提出。